

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課
根拠法令等	
【改正の概要】	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲に伴う改正 </div> <p>公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に係る事務（市管理漁港区域に限る。） 〔移譲先：宇和島市、八幡浜市、大洲市〕</p> <p>医療法に基づく診療所及び助産所に関する情報の報告の受理等に係る事務 〔移譲先：松山市〕</p> <p>土地改良法に基づく換地計画の認可等に係る事務 〔移譲先：鬼北町〕</p> <p>旅券法に基づく旅券の申請受理と交付に係る事務 〔移譲先：松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町〕</p> <p>農地法に基づく農地等の権利移動の許可等に係る事務 〔移譲先：上島町、松前町〕</p> <p>商工会議所法に基づく特定商工業者の該当基準の引上げの許可等に係る事務 〔移譲先：八幡浜市〕</p> <p>工場立地法等に基づく特定工場の新設の届出受理等に係る事務 〔移譲先：今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、東温市、上島町〕</p> <p>商工会法に基づく商工会の設立の認可等に係る事務 〔移譲先：八幡浜市〕</p> <p>薬事法に基づく薬局に関する情報の報告の受理等に係る事務 〔移譲先：松山市〕</p> <p>宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定等に係る事務 〔移譲先：八幡浜市〕</p> <p>都市計画法に基づく開発の許可等に係る事務及び測量・調査のための土地の試掘等の許可等に係る事務 〔移譲先：八幡浜市〕</p> <p>中小小売商業振興法に基づく商店街整備計画の認定等に係る事務 〔移譲先：八幡浜市〕</p> <p>浄化槽法に基づく浄化槽の設置等の届出の受理等に係る事務 〔移譲先：伊予市、松野町〕</p>	
施行日	平成22年4月1日。ただし、の改正は平成22年8月23日